

興行場営業の手引き

新たに興行場営業をはじめる皆さまへ

福島市保健所

衛生課 生活衛生係

〒960-8002	福島市森合町10番1号 保健福祉センター内
電話番号	024-597-6319
FAX	024-553-3315

令和8年8月改訂

興行場営業の手引き 目次

- 興行場の定義・・・・・・・・・・ 2 P
- 根拠法令について・・・・・・・・ 2 P
- 興行場の区分・・・・・・・・・・ 3 P
- 興行場許可までの手続きの流れ・・・・ 4 P
- 申請書の記入例・・・・・・・・・・ 5 P
- 興行場の構造設備基準・・・・・・・・ 7 P
- 興行場の維持管理基準・・・・・・ 10 P
- 各種申請・届出手続きについて・・・・ 11 P

興行場の定義

「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。(興行場法第1条)

興行場には多数の人が出入りするため、公衆衛生を保つための基準が設けられています。興行場法は利用者の衛生環境を保つために必要な措置を講じて、公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

興行場法及びその関係法令では、興行場の利用にあたって衛生状態を保つために、施設の換気・照明・防湿・清潔などに関する基準が定められています。

～興行場に該当する場合・しない場合～

○	特定の人だけに映画等を見せる施設や、会員制度のものも該当します。 (昭和30年12月9日 衛環第91号 テレビジョンによる興行の疑義について)
○	会社の福利厚生施設のような、営利性のない、無料で利用できる施設も該当することがあります。 (厚生労働省HP 興行場法概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei04/02.html)
○	バスなど大型車両を改造した移動形態のものについても該当します。 (昭和32年10月21日 衛環発第55号 興行場法運営上の疑義について)
×	各種展覧会、博覧会、博物館や水族館、植物園、動物園など、教育的配慮の下に利用される施設は興行場に該当しません。 (昭和23年8月18日 発衛第10号 旅館業法等施行に関する件)
○	野球場、陸上競技場、競馬場など、スポーツを観覧する施設については該当します。 (昭和30年8月19日 衛環発第29号 興行場法の適用について)
×	テニスコートや運動場などの観覧席のないスポーツ施設で、利用者が観客としてではなく、自身がスポーツに参加する目的のみに使用される施設は興行場に該当しません。 (昭和31年7月18日 衛環第62号 公設グラウンド等の興行場の許可手続きの疑義について)
△	キャバレーや旅館等の施設内で行われるショー、演劇などは本来の業務に付随するサービスの範囲であれば該当しません。 →ただし、興行が業務の主体となっているケースについては該当する場合があります。 (昭和30年8月19日 衛環発第29号 興行場法の適用について)
×	興行場としての営業頻度が月4日以内のものについては許可が不要となります。 (昭和25年5月8日 衛環発第29号 集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する 場合の法の運用について) ただし、仮設興行場の場合は日数に関わらず許可が必要です。

※必ずしも上記のケースにあてはまるとは限りませんので、事前に保健所までご相談ください。

本手引きで取り扱う根拠法令の表記について

- ・興行場法(法)
- ・興行場法施行規則(規)
- ・福島市興行場法施行条例(条)
- ・福島市興行場法施行細則(細)

例:「条3-3-(1)」は、福島市興行場法施行条例第3条第3項第1号を指します。

興行場の区分

一般興行場 (常設興行場)	臨時興行場、仮設興行場に該当しないものは一般の興行場の扱いとなります。 既設の建物を臨時興行場のように利用する場合でも、月11日以上営業する場合は一般興行場としての許可が必要です。
臨時興行場	学校の付属施設、集会場、公民館、公会堂など、既存の施設を利用して <u>一時的に</u> 興行を行う場合に、 <u>月5日以上10日以内</u> で営業するときは臨時興行場として興行場法の適用を受けます。 月4日以内の営業であれば興行場法の適用外となります。
仮設興行場	天幕張りやプレハブなどの仮設建築物を設けて <u>一時的に</u> 興行を行い、興行の終了後には解体される施設です。

臨時興行場、仮設興行場では一時的な営業であるため、申請時に営業期間を定める必要があります。

公民館を臨時興行場として利用する場合について(補足)

- ・ 社会教育法第22条で規定された事業の一環として補助的に映画や音楽を扱う場合は興行場法上の営業日数に含みません(興行とみなされません)。
- ・ 社会教育法第23条により、公民館では原則的に営利的な事業は行えませんが、非営利の場合でも月5日以上頻度で興行を行う場合は、興行場法が適用されるため許可を受ける必要があります。

(以下参考)
社会教育法(抜粋)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

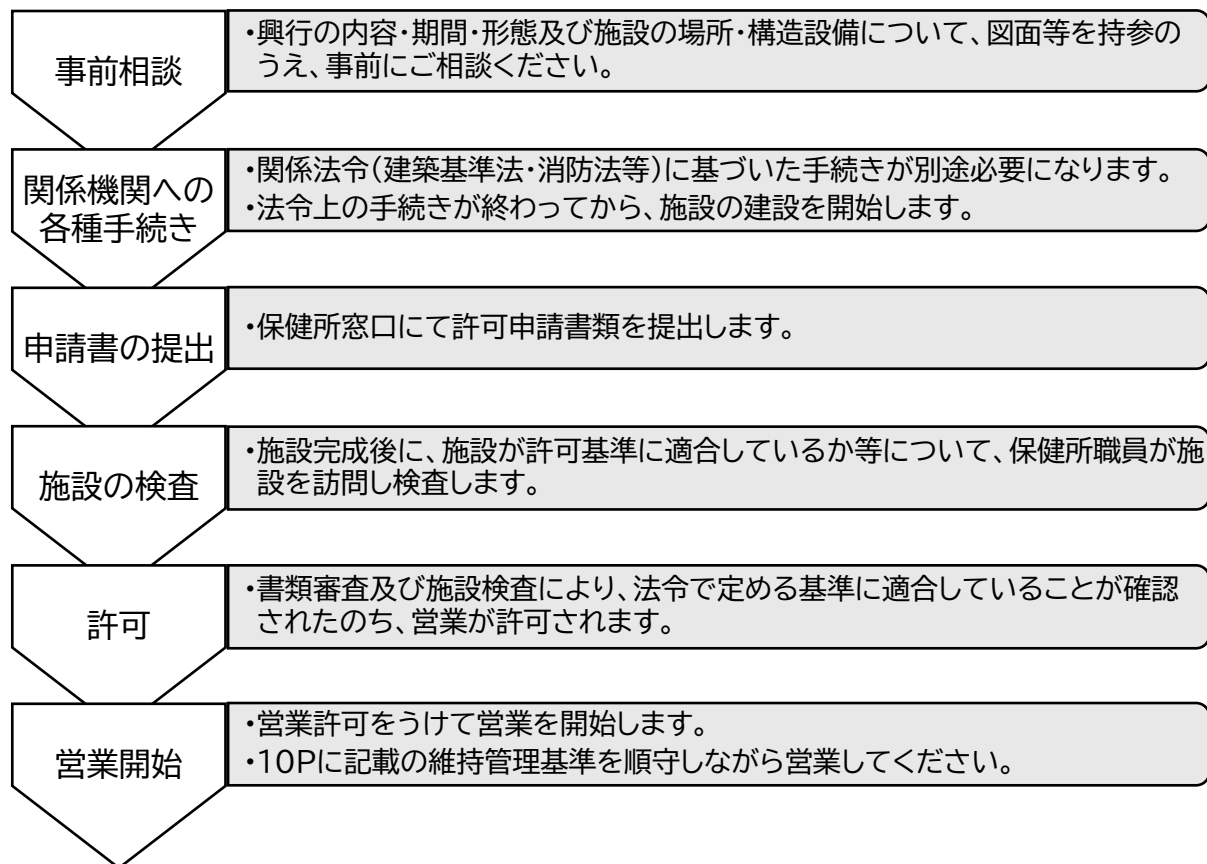
注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

昭和25年6月16日 社会教育局長通達(抜粋)

公民館と興行場法との関係等について

2、公民館が社会教育法第22条に基づいて行う事業の中、映画、幻燈、音楽等を見せ又聞かせることを主眼とするものでなく、他に主眼をおく事業に際して、教材あるいはレクリエーションとして補助的に映画、幻燈、音楽等を行う場合においては、これらの回数は、興行場法の適用と何ら関連のないものであること。

興行場許可までの手続きの流れ



興行場の許可申請時に必要な書類

- ・ 興行場営業許可申請書(施設・構造設備の概要について記入)
- ・ 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ、3か月以内に発行のもの)
※保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能
- ・ 営業の施設を明らかにした、各階の平面図(縮尺、方位、観客席の配置、各室の用途及び床面積を明示したもの)
- ・ 見取り図(設備の場所を中心とする半径100m以内もので、縮尺を明示したもの)
- ・ 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
- ・ 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
- ・ 申請手数料
常設興行場:22,000円
臨時・仮設興行場:15,000円

申請書記入例（1枚目）

様式第1号(第2条関係)

興行場営業許可申請書

令和〇年 〇月 〇日

福島市保健所長

住 所 福島市〇〇〇〇1-1
申請者
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇

生年月日 昭和〇年〇月〇日

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地並びに名称及び代表者の氏名)

下記により、興行場法第2条第1項の規定により興行場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

興行場の名称		〇〇劇場					
興行場の所在地		福島市〇〇〇〇1-2			電話番号 024-000-0000		
興行場の種別		☒ 一般 ☐ 臨時 ☐ 仮設 ☐ 屋外					
興行の内容		☒ 映画 ☒ 演劇 ☐ 音楽 ☐ スポーツ ☐ 観せ物 ☐ その他()					
臨時及び仮設興行場における興行の期間		年 月 日から (日間) 年 月 日まで					
興行場の 管理者	住 所	福島市〇〇〇〇1-3			電話番号 024-111-1111		
	氏 名	〇〇〇〇〇			昭和〇年 〇月 〇日生		
興行場の入場者定員		500人	内 訳	椅子席	500人	ます席	人
				座 席	人	立見席	人
敷地面積		1600 m ²		建物の延べ面積		1000 m ²	
建築様式		鉄筋コンクリート					
構造設備の概要							
観客席の区画		☒ 有 ・ 無		ごみの集積場		☒ 有 ・ 無	

申請書記入例（２枚目）

空 気 環 境 設 備			機械換気設備・空気調和設備・その他（ ）				
照 明			観 客 席 （床面から 0.8mの高 さ）	ロ ビ ー （床面）	休 憩 室 （床面）	喫 煙 所 （床面）	便 所 （床面）
			600 ルクス	600 ルクス	600 ルクス	600 ルクス	600 ルクス
			廊 下 （床面）	階 段 （床面）	その他の場所 （床面から0.8m の高さ）		
			600 ルクス	600 ルクス	600 ルクス		
階 区分			1 階	階	階	計	
観 客 席	椅 子 席	500 m ²	m ²	m ²	m ²		
	座 席	- m ²	m ²	m ²	m ²		
	ま す 席	- m ²	m ²	m ²	m ²		
	立 見 席	- m ²	m ²	m ²	m ²		
喫 煙 所			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
喫煙所の局所排気装 置			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
便	男 性 用	小 便 器	12 個	個	個	個	
		大 便 器	3 個	個	個	個	
	女 性 用		15 個	個	個	個	
所	床		コンクリート ・ タイル ・ その他（ ）		内壁	コンクリート ・ タイル ・ その他（ ）	
	構 造		水洗便所（公共下水道・浄化槽）・その他（ ）				
	手 洗 い 設 備		有 ・ 無		専用換気設備		有 ・ 無

興行場の構造設備基準

① 施設の立地、施設全般の構造について

項目	根拠法令	基準
施設の場所	条2	排水が悪い等入場者の衛生に支障を来す場所でないこと。ただし、防湿上有効な措置その他入場者の衛生に支障を来さないための措置が講じられる場合は、この限りでない。
		周囲には、採光及び換気に支障のないよう、空地等適当な空間を有すること。ただし、照明設備及び換気設備を設ける等により、入場者の衛生に支障を来さない場合は、この限りでない。
施設全般	条3-1-(1)	ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている給気口、排気口等に金網を設けること。
	条3-1-(2)	清掃及び排水が容易に行えるものとする。
	条3-1-(3)	興行を見、又は聞くために入場者が利用する場所(観客席)は、ロビー、便所、売店等(舞台等の興行に直接関係する場所を除く。)と隔壁等により区画すること。
	条3-1-(4)	飲食物の販売のための施設は、便所の付近に設けてはならないこと。ただし、市長が衛生上支障がないと認める措置が講じてある場合は、この限りでない。
	条3-1-(5)	ごみの集積場を設けること。ただし、他の用途を主とする建築物の一部に設置された興行場の場合であって当該建築物のごみの集積場が利用できるときは、この限りでない。
換気設備	条3-2	機械換気設備(※1)又は空調設備(※2)を設けることとする。
照明	条3-3-(1)	観客席には、上映又は上演時間中であっては歩行に支障を来さない照度を満たす機能を有し、休憩時間中であっては床面から0.8mの高さの所において100Lux以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
	条3-3-(2)	ロビー、休憩室、喫煙所及び便所には、床面において100Lux以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
	条3-3-(3)	廊下及び階段には、床面において50Lux以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
	条3-3-(4)	上記(1)～(3)に規定する場合を除き、床面から0.8mの高さの所において50Lux以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。ただし、窓等から採光する構造の場合であって自然光線で所要の照度を十分確保できるときは、この限りでない。
喫煙所	条3-4-(1)	喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設けること。
	条3-4-(2)	観客席に煙が侵入しないものとする。
	条3-4-(3)	喫煙所には、汚染空気を適切に排出できる局所排気装置を設けること。ただし、場内に設けた機械換気設備又は空調設備によって十分に排出できる場合は、この限りでない。
便所	条3-5 細7	8Pにて解説

※1 機械換気設備：空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。

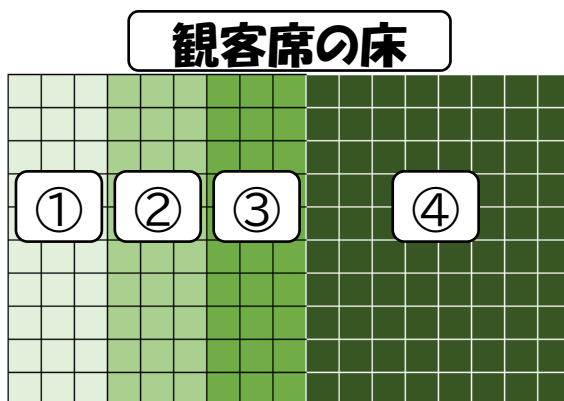
※2 空調設備：空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。

② 便所についての規定

根拠法令	基準
条3-5-(1)	便所は、興行場内に設けること。ただし、他の用途を主とする建築物の一部に設置された興行場の場合であって当該建築物の便所が容易かつ十分に利用できるときは、この限りでない。
条3-5-(2)	便所は、男性用及び女性用に区画すること。
条3-5-(3)	便所は、水洗式とすること。ただし、土地の状況その他の理由により水洗式により難しい場合であって市長が衛生上支障がないと認めるときは、防虫及び防臭に適する構造のものとすることができる。
条3-5-(4)	便所の出入口は、直接観客席に開口しないこと。ただし、次室を設けた水洗式の便所の場合であって市長が衛生上支障がないと認める構造のときは、この限りでない。
条3-5-(5)	床面及び床面から1mの高さまでの内壁は、不浸透性材料(コンクリート、タイルその他汚水が浸透しない材料をいう。)で作られ、清掃が容易に行えるものとする。
条3-5-(6)	便所には、専用の換気設備を設けること。
条3-5-(7)	便所には、清浄な水を供給することができる流水式の手洗い設備を設けること。
条3-5-(8) 細7	便所には、規則で定める数の便器を設けること。(下表参照)

必要な便器設置数の考え方、計算例(細7)

観客席	必要な便器の数 (1未満の端数は切上)
① 300㎡ 以下の部分 (最大300㎡)	15㎡ごとに1個 (最大20個)
② 300㎡ を超え 600㎡ 以下の部分 (最大300㎡)	20㎡ごとに1個 (最大15個)
③ 600㎡ を超え 900㎡ 以下の部分 (最大300㎡)	30㎡ごとに1個 (最大10個)
④ 900㎡ を超える部分 (上限なし)	60㎡ごとに1個
内訳	男女同数かつ、男性用は 小便器5個以内ごとに大 便器1個以上とする。



	例(1) 合計観客席面積が250㎡の場合		例(2) 合計観客席面積が1000㎡の場合	
①	250㎡	$250 \div 15 = 16.67 \rightarrow 17$ 個	300㎡	$300 \div 15 = 20$ 個
②	0㎡	-	300㎡	$300 \div 20 = 15$ 個
③	0㎡	-	300㎡	$300 \div 30 = 10$ 個
④	0㎡	-	100㎡	$100 \div 60 = 1.67 \rightarrow 2$ 個
合計	250㎡	17個	1000㎡	47個
内訳	女子 9個		女子 24個	
	男子 8個 (大2個 小6個)		男子 23個 (大4個 小19個)	

(補足)観客席の床面積の算出方法

- ・舞台や前室の面積は含みません。(図1)
- ・観客席が複数階にわたる場合(2階席などがある場合)はのべ床面積で算出します。(図2)

図1

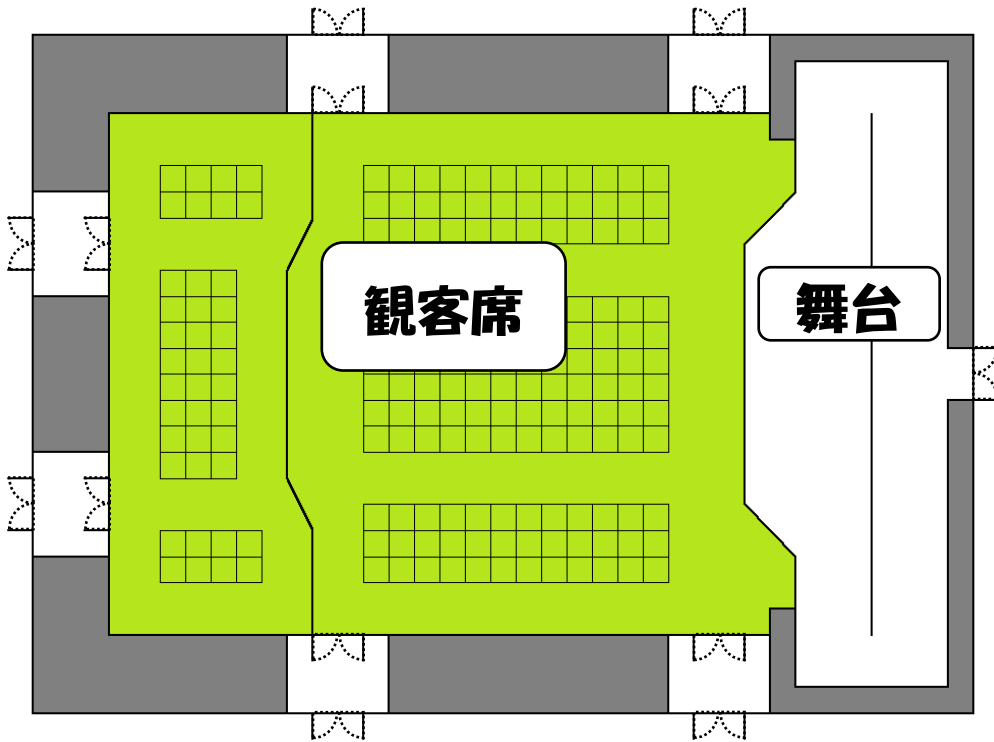
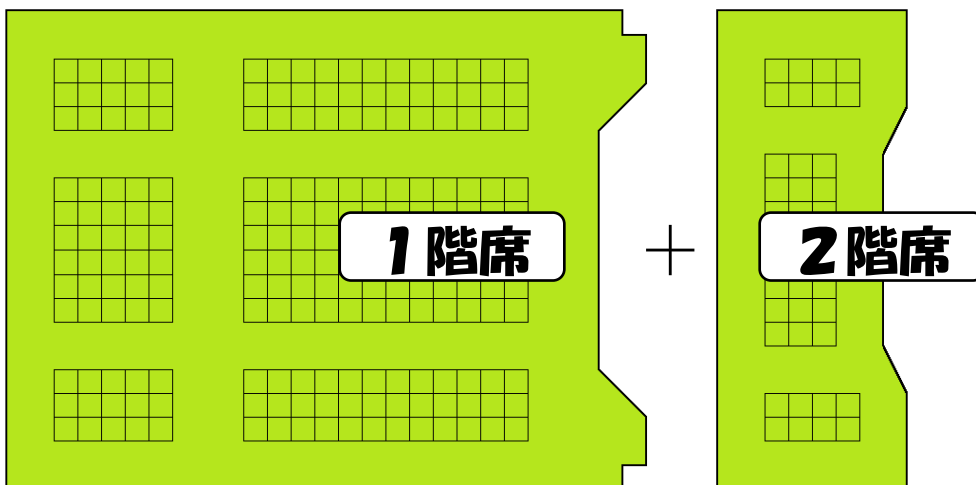


図2



興行場の維持管理基準

①施設の立地、施設全般の構造について

	根拠法令	基準
施設全般の維持管理	条4-1-(1)	興行場内外は、清掃を行い、常に清潔に保つこと。
	条4-1-(2)	清掃用具の保管は、専用の設備を設けて行うこと。ただし、他の用途を主とする建築物の一部に設置された興行場の場合であって当該建築物の保管設備を利用できるときは、この限りでない。
	条4-1-(3)	排水設備は、適切に清掃を行い、雨水及び汚水の排水に支障を来さない状態に保つこと。
	条4-1-(4)	ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。
	条4-1-(5)	ねずみ、昆虫等の駆除又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を作成した日から2年間保存すること。
	条4-1-(6)	入場者の使用に供する椅子、テーブル、座布団等は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。
	条4-1-(7)	ごみは、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。
	条4-1-(8)	ごみ入れは、ごみが飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。
	条4-1-(9)	便所は、常に清潔に保ち、臭気を著しく発散させないこと。
空気環境	条4-2	下表を参照のこと。
照明設備	条4-3-(1)	照明設備は、定期的に保守点検を行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに部品等を取り替え、又は補修すること。
	条4-3-(2)	照明設備は、照度の低下を来さないよう、必要に応じ清掃を行うこと。
喫煙所	条4-4-(1)	喫煙所には、喫煙所である旨の表示をすること。
	条4-4-(2)	喫煙所及び灰皿等の喫煙設備は、必要に応じ清掃を行うこと。
	条4-4-(3)	汚染空気は、適切に排出すること。
	条4-4-(4)	喫煙所以外での喫煙を禁止すること。

②空気環境基準の一覧

	根拠法令	項目	基準
空気環境の数値基準	条4-2-(1)	炭酸ガス(二酸化炭素、CO ₂)	1500ppm(0.15%)以下
	条4-2-(2)	浮遊粉じん	観客席で0.2mg/m ³ 以下
	条4-2-(3)-ア	温度	17℃以上、28℃以下
	条4-2-(3)-ウ	相対湿度	30%以上、80%以下
	条4-2-(3)-エ	気流	0.5m/s以下
点検・維持管理	条4-2-(3)-イ	冷房する場合は、外気との温度差が著しくならないようにすること。	
	条4-2-(4)	空気環境基準の測定を必要に応じ行うこと。	
	条4-2-(5)	測定の実施記録を作成した日から2年間保存すること。	
	条4-2-(6)	機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検を行い、故障、破損等が生じた場合は、速やかに補修すること。	

各種申請、届出手続きについて

営業開始後、以下のような場合には申請や届け出が必要になります。
ご不明な点は保健所へご相談ください。

○新規営業許可申請

- ・新しく興行場の営業をはじめるとき
- ・施設の移転
- ・施設の大規模な変更

必要書類：

- ＊許可申請に必要な書類（４P）をご覧ください。
- ＊旧名義施設の興行場営業廃止届（名義変更を行う場合）

○興行場の許可申請事項の変更（事実が発生してから１０日以内）

- ・施設の名称変更
- ・営業者の住所変更
- ・営業者（法人）の名称、所在地、代表者などの変更
- ・構造設備の変更（施設の増改築など）
→変更の内容・規模によっては新規の許可が必要な場合があります。
工事の着工前に保健所まで相談の上、必要な手続きをご確認ください。
- ・興行場の用途、種類の変更
（演劇場⇒映画館 など）
- ・管理者の変更 など

必要書類：

- ＊興行場営業許可申請書記載事項変更届
- ＊変更した内容のわかる書類
⇒履歴事項全部証明書（３か月以内に発行のもの）※
施設設備図面 など
- ※保健所がデジタル庁のデータベースにおいて必要な情報を確認できる場合は省略可能

○興行場の承継（事実が発生してから１０日以内）

- ・営業者（個人・法人）より事業譲渡を受け、営業を承継した。
- ・営業者（個人）が死亡し、遺族が相続した。
- ・営業者（法人）が合併もしくは分割により、営業を承継した。

必要書類：

- ＊興行場営業承継届（譲渡、相続、合併、分割の各様式）
- 【譲渡の場合】
 - ＊営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - ＊届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 【個人の場合】
 - ＊戸籍謄本
被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書※
（３か月以内に発行のもの）
 - ＊相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）※
 - ※この場合の相続人の範囲は「法定相続人」とします。
- 【法人の場合】
 - ＊合併、分割により事業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

○興行場の廃止、停止（事実が発生してから１０日以内）

- ・営業の全部もしくは一部を停止・廃止した。

必要書類：

- ＊興行場営業停止（廃止）届